

福知山公立大学内部質保証の方針

本学は、基本理念、目的の実現に向けて、P D C Aサイクル等の手法を適切に活用し大学の質の保証及び向上に取り組むため、内部質保証の方針を次のとおり定める。

1 内部質保証システムの適切性について責任を担う組織

内部質保証システムの適切性について責任を担う組織は、企画・評価委員会とし、内部質保証システムが適切に機能するよう定期的に検証するとともに、大学を構成する各組織における自己点検・評価の取組みが効果的に内部質保証を推進するために、指示又は助言を行う。

2 自己点検・評価の実施

(1) 自己点検・評価を自律的かつ積極的に実施し、その結果について報告書を作成するとともに、大学の諸活動の改善に活用する。

(2) 学部、委員会、附属機関、事務局等大学を構成する各組織は、自己点検・評価活動の実施主体として、企画・評価委員会が示す基本方針等に基づき、定期的に自己点検・評価を行い、その結果を企画・評価委員会へ報告するとともに、改善又は向上を図る。

(3) 企画・評価委員会は、各組織の自己点検・評価を受けて、全学的な観点から点検・評価を実施する。

3 中期計画及び年度計画に基づく計画的な改善活動の実施

地方独立行政法人法に基づく中期計画及び年度計画の策定、業務実績報告書の作成、公立大学法人福知山公立大学評価委員会による評価等の法令に基づいた一連の過程を自己点検・評価を補完するものとして活用し、計画的な改善活動を実施する。

4 第三者による評価

認証評価機関その他第三者による評価を積極的に受けることにより、大学の質の保証及び向上を図るとともに、内部質保証システム、自己点検・評価の適切性を確保する。

5 情報公開の推進

社会に対する説明責任を果たすため、教育研究活動及び社会貢献活動に関する自己点検・評価の結果をはじめ、中期計画、年度計画、財務諸表その他の大学情報を積極的に公表する。

平成28年11月24日制定

令和2年12月23日改定

令和4年4月1日改定

福知山公立大学